令和２年国勢調査の概要

調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正９年以来ほぼ５年ごとに行われている。令和２年国勢調査はその 21 回目に当たり、実施 100 年目の節目となる。

この国勢調査は、大正９年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の令和２年国勢調査は大規模調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正９年、昭和５年、昭和 15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成２年、12 年、22 年、令和２年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成７年、平成 17 年、平成 27 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

調査の時期

令和２年国勢調査は、令和２年 10 月１日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の根拠法令

令和２年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第５条第２項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総務省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の地域

令和２年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第１条に規定する次の島を除く地域において行われた。

(1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島

(2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

令和２年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に３か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、３か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」と見なしてその場所で調査した。

1　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校又は第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

2　病院又は診療所に引き続き３か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は３か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

3　船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後５日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。

4　自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

5　刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

(1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員

を含む。）及びその家族
(2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

令和２年国勢調査では、次に揚げる 19 項目について調査した。

（世帯員に関する事項）
(1) 氏名
(2) 男女の別
(3) 出生の年月
(4) 世帯主との続き柄
(5) 配偶の関係
(6) 国籍
(7) 現在の住居における居住期間
(8) ５年前の住居の所在地
(9) 在学、卒業等教育の状況
(10) 就業状態
(11) 所属の事業所の名称及び事業の種類
(12) 仕事の種類
(13) 従業上の地位
(14) 従業地又は通学地
(15) 従業地又は通学地までの利用交通手段

（世帯に関する事項）
(1) 世帯の種類
(2) 世帯員の数
(3) 住居の種類
(4) 住宅の建て方

調査の方法

令和２年国勢調査は、総務省統計局―都道府県―市町村―国勢調査指導員―国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、令和２年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として１調査区におおむね50世帯が含まれるように設定されている。

なお、調査区は、平成２年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

なお、調査に用いられた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りができるもので、１枚に４名分記入できる連記票の OCR 調査票のほか、オンライン調査のための電子調査票、高齢者や外国人ができるだけ記入しやすくするための補助用調査票として「拡大文字調査票」、「点字調査票」、「調査票の対訳」（27 言語）及び施設等補助電子調査票を使用した。

ただし、世帯の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の３項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

集計及び結果の公表

集計は、下記の集計区分により行い、結果の公表は、インターネットを利用する方法等により行う。

１　人口速報集計
男女別人口及び世帯数を全国、都道府県、市区町村別に早期に集計したものである。

２　人口等基本集計
人口の男女・年齢・配偶関係別構成に関する結果、世帯及び住居に関する結果及び外国人並びに高齢世帯等に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

３　就業状態等基本集計
人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

４　抽出詳細集計
就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果を全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

５　従業地・通学地集計
従業地・通学地による人口（昼間人口）の構成や常住地の市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係などの結果を全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

６　人口移動集計
前回調査日（平成 27 年 10 月１日）以降に移動した人口及び、移動人口の労働力状態、産業・職業大分類構成に関する結果を全国、都道府県及び市区町村別に集計するものである。

７　小地域集計
各市区町村について、人口等基本集計、就業状態等基本集計、従業地・通学地集計、人口移動集計に関する基本的な事項の結果を町丁・字等（又は基本単位区）別に集計するものである。